

別記様式第 8 号 (第 13 条関係)

(表面)

第 号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法第 24 条第 1 項の規定により立入検査をする職員の身分証明書



官 職

氏 名

生年月日

年 月 日発行

年 月 日限り有効

厚生労働大臣又は農林水産大臣

(裏面)

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法 (抄)

第 24 条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に指定認定機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 26 条 次の各号の一に掲げる違反行為があった場合には、その違反行為をした指定認定機関の役員又は職員は、30 万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第 24 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A7 とする。